

改善報告書

令和 8 年 9 月 30 日

1. 大学名：中国学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-1

○現代生活学部人間栄養学科及び国際教養学部国際教養学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満となっている

4. 改善状況及び結果

基準項目 2-1 について

[現代生活学部人間栄養学科]

- ・令和 7 年度より、入学定員を 80 名から 50 名に削減した。
- ・募集戦略の拡充、カリキュラムの充実、高大連携の強化、高校訪問などの学生募集活動の拡充、管理栄養士国家試験合格率の向上の取組等、入学生の確保に努めてきた。
- ・令和 8 年度の入学定員充足率は 78%であったが、収容定員充足率は 57%となって、現状を維持した。

[国際教養学部国際教養学科]

- ・令和 8 年度より自分の進路や興味・関心に基づいて自由に科目選択が可能になる新しいコース及びカリキュラムに更新することをオープンキャンパスや高校ガイダンス、HP やインスタなどを通して高校等に広報した。
- ・令和 8 年度より留学生を積極的に受け入れることとし、岡山外語学院・倉敷外語学院に複数回説明に行き、質の高い留学生を確保できた。また、ミャンマー及び中国の現地の指定校からの留学生も確保できた。
- ・その結果、令和 8 年度の入学定員充足率は 92%となり、収容定員充足率は 39%となって前年度の 21%から大きく改善された。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 2-1 の資料

- ・【資料 2-1-1】学部、学科別在籍者数
- ・【資料 2-1-2】収容定員の変更に伴う学則変更案新旧対照表
- ・【資料 2-1-3】中国学園大学収容定員関係学則変更届出書類（抜粋）

改善報告書

令和 8 年 9 月 30 日

1. 大学名：中国学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学則の改正について学則第 53 条で評議会の議を経て行うとしながら、評議会を経ず、幹部会と称する機関で審議しており、学則に反していることについて改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4-1 について

- ・指摘を受けた後は、学則の改正については、学則第 53 条に基づき、教授会に諮り、評議会の議を経て行うようにしている。
- ・令和 7 年度に学則変更する際にも、教授会での審議後に、評議会を開催し、承認を得る手続きをとった。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 4-1 の資料

- ・【資料 4-1-1-1】中国学園大学学則
- ・【資料 4-1-1-2】中国学園大学評議会規程
- ・【資料 4-1-1-3】令和 7 年度第 1 回中国学園大学評議会議事録

改善報告書

令和 8 年 9 月 30 日

1. 大学名：中国学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○大学院研究科委員会規程において平成 26(2014)年の学校教育法第 93 条の改正の趣旨を踏まえて同法第 2 項及び第 3 項に関する見直しがなく、大学院研究科委員会の役割が不十分である点について改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4-1 について

- ・平成 26(2014)年の学校教育法第 93 条の改正の趣旨を踏まえて、大学院研究科委員会の役割について規定している「中国学園大学大学院学則」第 57 条第 2 項・第 3 項、「中国学園大学大学院委員会規程」第 3 条、「中国学園大学大学院研究科委員会規程」第 9 条を改正し、大学院研究科委員会は 学長が教育研究に関する事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べる役割であることを明記した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 4-1 の資料

- ・【資料 4-1-2-1】中国学園大学大学院学則等の改正案
(「中国学園大学大学院学則」第 57 条第 2 項・第 3 項、「中国学園大学大学院委員会規程」第 3 条、「中国学園大学大学院研究科委員会規程」第 9 条 新旧対照表)
- ・【資料 4-1-2-2】令和 8 年度第 2 回中国学園大学大学院委員会議事録

改善報告書

令和 8 年 9 月 30 日

1. 大学名：中国学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-1

○寄付行為第 18 条に基づき、令和 4(2022)年度 6 月理事会、令和 5(2023)年度 4 月及び 8 月理事会の議事録が作成されていないことについて、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5-1 について

- ・令和 4(2022)年度 6 月理事会、令和 5(2023)年度 4 月及び 8 月理事会は書面開催された理事会であり、議事録を作成していなかった。それに代わるものとして書面議決書を取りまとめた結果を文書にして、全理事に報告・共有した。
- ・指摘を受けた以降、理事会の書面開催はしていない。すべての理事会について議事録を作成している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5-1 の資料

- ・【資料 5-1-1】令和 4 年度 6 月理事会資料（書面開催した経緯の説明文書、書面審議の結果についての原議書、理事に通知した文書のコピー）
- ・【資料 5-1-2】令和 5 年度 4 月理事会資料（書面開催した経緯の説明文書、書面審議の結果についての原議書、理事に通知した文書のコピー）
- ・【資料 5-1-3】令和 5 年度 8 月理事会資料（書面開催した経緯の説明文書、書面審議の結果についての原議書、理事に通知した文書のコピー）

改善報告書

令和 8 年 9 月 30 日

1. 大学名：中国学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-2

○令和 4(2022)年度 6 月理事会、令和 5(2023)年度 4 月及び 8 月理事会を書面開催していることについて、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5-2 について

- ・指摘を受けて以降、書面による理事会は開催していない。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5-2 の資料

- ・【資料 5-2-1】令和 6 年度理事会評議員会開催状況
- ・【資料 5-2-2】令和 7 年度理事会評議員会開催状況

改善報告書

令和 8 年 9 月 30 日

1. 大学名：中国学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5－3

○令和 4(2022)年度 9 月の理事会において、「学校法人中国学園役員等の報酬及び費用弁済に関する規程」の一部改正を行うに当たり、私立学校法第 42 条に基づき、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴いていないことについて改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5－3 について

同様の議題が生じた場合は、法令に従い、理事会で審議する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴き、適切な運用を実施する。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5－3 の資料

- ・その後、同様の議題がないため、添付するエビデンスはなし。

改善報告書

令和 8 年 9 月 30 日

1. 大学名：中国学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5－3

○令和 4(2022)年度の事業報告及び決算について、令和 5(2023)年 5 月の理事会で議決する前に評議員会に報告し、意見を求めていることについて、私立学校法第 46 条に基づき改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5－3 について

- ・指摘を受けて以降は、事業報告及び決算について、理事会で議決した後に評議員会に報告し、意見を求めるようにしている。
- ・事業報告及び決算についての審議は、令和 6 年度は理事会が令和 7 年 5 月 29 日 14:30 から、評議員会が同日 15:30 から開催された。令和 7 年度は理事会が令和 8 年 5 月 26 日、評議員会が 6 月 25 日に開催された。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5－3 の資料

- ・【資料 5-3-2-1】令和 6 年度事業報告及び決算に係る理事会評議員会議案書
- ・【資料 5-3-2-2】令和 7 年度事業報告及び決算に係る理事会評議員会議案書

改善報告書

令和 8 年 9 月 30 日

1. 大学名：中国学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5－4

○入学定員・収容定員未充足が全ての学科において恒常的であり、収支バランス及び財務基盤不安定化の大きな要因となっており、これに対する財務計画もないことから、入学定員・収容定員の充足に向けた中長期の財務計画の策定と施策など具体的な改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5－4 について

- ・令和 8 年度に、財務計画を含めた「経営改革計画」を策定した。
- ・今後、「経営改革計画」に基づいて、学部・学科の改組を含む教学改革を推進することで定員充足率の向上を図り、学納金収入・外部資金・寄付金収入の拡大に取り組むことで収入基盤の強化を図る。さらに、人件費及び管理経費の削減・適正化を行うことで、財務状況の改善に取り組む。
- ・令和 7 年度に寄付金規程を新たに策定し、「中国学園しらさぎ基金」を設置し、寄付金の募集を開始した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5－4 の資料

- ・【資料 5-4-1】経営改革計画
- ・【資料 5-4-2】学校法人中国学園寄付金取扱規程

改善報告書

令和 8 年 9 月 30 日

1. 大学名：中国学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6－3

○令和 2(2020)年 3 月に策定された「中国学園中期計画」には、具体的な施策や行程表及び目標値等の設定がなく、第三者で構成する外部評価の指摘も参考に、法人を含めた大学運営の改善・向上のための具体性を持った中期計画の策定について改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 6－3 について

- ・令和 6 年 9 月に、これまでの中期計画を、事業項目別に、「中期目標」「中期計画」「KPI」及び「27 年度数値目標」が示された中期計画へと改定した。
- ・中期計画の進捗状況は、内部質保証推進委員会において毎年点検・評価している。
- ・令和 8 年 8 月には、日本私立学校振興・共済事業団にも相談しつつ、具体的な施策や行程表及び目標値等を設定した「経営改革計画」を策定した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 6－3 の資料

- ・【資料 6-3-1-1】学校法人中国学園中期計画（令和 6 年 9 月改定）
- ・【資料 6-3-1-2】令和 7 年度第 3 回内部質保証推進委員会議事録
- ・【資料 6-3-1-3】学校法人中国学園_中期計画事業実績・令和 8 年度年次計画記入用シート
- ・【資料 5-4-1】経営改革計画（前掲）

改善報告書

令和 8 年 9 月 30 日

1. 大学名：中国学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○学則改正の審議に関し学則と異なった取扱いや大学院研究科委員会規程の未整備のほか、理事会・評議員会の運営に課題があるため、内部質保証が十分といえない点は改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 6-3 について

- ・学校法人及び大学の運営に関して関係規則等に則り適正な運営ができるよう諸規程の見直しを行い、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の改正を踏まえた諸規程の改正等を進めている。
- ・自律的な大学運営を促進するための「ガバナンスコード」の改正、及び、法令遵守を徹底するための「内部統制システム整備の基本方針」の策定を行い、法令に基づく事業の実施・コンプライアンスの徹底を図っている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 6-3 の資料

- ・【資料 6-3-2-1】令和 6 年度以降改正した例規一覧
- ・【資料 6-3-2-2】学校法人中国学園 中国学園大学・中国短期大学ガバナンス・コード【第 2 版】
- ・【資料 6-3-2-3】学校法人中国学園内部統制に関する基本方針